

宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業
(多子世帯支援事業) 実施要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する「ファミリーサポート事業利用料補助金(多子世帯支援事業)」(以下「補助金」という。)については、宇都宮市補助金等交付規則(昭和41年規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、18歳未満の子どもを2人以上養育している者に対し、子どもの養育にかかる負担を軽減するため、宇都宮市ファミリーサポートセンター事業(以下「センター事業」という。)の利用料を補助することにより、多子世帯の子育てに関する負担を軽減し、もって安心して子どもを生み育てられる環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多子の養育者 18歳未満(18歳に到達した日の属する年度の末日以前までをいう。)の子どもを2人以上養育している父、母その他の養育者
- (2) 依頼会員 「宇都宮市ファミリーサポートセンター事業実施要綱」第1条に規定する依頼会員
- (3) 報酬 「宇都宮市ファミリーサポートセンター事業実施要綱」第6条第3項に規定する報酬
- (4) 養育している者 勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
また、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、親族が同一の家屋に起居している場合

(対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、依頼会員であり、かつ、交付を受けようとするセンター事業の利用の日において、次の全てを満たす者とする。

(1) 多子の養育者

(2) 本市に住所を有する者又は配偶者からのDV等の理由により本市に住民票を異動することができずに本市に居住している者

(補助額等)

第5条 補助額は、18歳未満の子どものうち、2番目以降の子ども（2番目の子どもについては未就学児に限る。）が利用した報酬の全額とする。

2 前項の規定にかかわらず、子ども1人当たりの1月のセンター事業の利用時間が64時間を超える場合における当該月の当該子どもに対する補助対象となるセンター事業の利用時間は、64時間とする。

(補助の対象外の報酬等)

第6条 依頼会員がセンター事業の利用を取り消す場合に発生した報酬および外出加算と実費については、補助の対象外とする。

(補助金の交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、「宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助金（多子世帯支援事業）交付申請書兼請求書」（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第2号及び第3号については、証明すべき事実を公簿等によって確認できる場合は、添付を省略することができる。

(1) 活動報告書

(2) 交付申請者の住民票の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 交付の申請は、月を単位として、センター事業を利用した日が属する月の翌々月の1日から行うことができる、ただし、当該申請は、センター事業を利用した日が属する月の翌月の1日から起算して1年以内に、行わなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、交付の申請があった場合において、内容を審査し、補助金を交付すべきと認められるときは、補助金の交付を決定し、「宇都宮市ファミリーサポートセンター事業補助金（多子世帯支援事業）交付決定通知書」（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により、交付申請者に通知するものとする。なお、当該交付決定通知書を、規則第13条に規定する「補助金等交付確定通知書」とみなすこととする。

(申請の却下)

第9条 市長は、交付の申請があった場合において、交付申請者が補助の対象でないと認めるときは、申請を却下し、「宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助金（多子世帯支援事業）交付申請却下通知書」（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、交付申請者は、補助金の交付の決定をもって、交付決定通知書に記載の交付決定日付で規則第15条第3項の規定による書類の提出があったものとみなす。

(補助金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた者に対し、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項に規定する者に対し、補助金が交付されているときは、市は期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文（平成28年4月1日告示第265-1号）

平成28年4月1日以降のセンター事業の利用に対する補助金から適用する。

改定文（平成30年1月12日告示第11-3号）

平成30年4月1日以降のセンター事業の利用に対する補助金から適用する。

改定文（令和4年3月16日告示第86-2号）

令和4年4月1日以降のセンター事業の利用に対する補助金から適用する。

改定文（令和5年10月1日告示第307-6号）

令和5年12月1日以降のセンター事業の利用に対する補助金から適用する。

改定文（令和6年3月22日告示第81-25号）

令和6年4月1日以降のセンター事業の利用に対する補助金から適用する。

改定文（令和7年9月30日告示第396-7号）

令和7年10月1日以降のセンター事業の利用に対する補助金から適用する。

様式第1号

宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助金（多子世帯支援事業）
交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

（あて先）宇都宮市長

「宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助金（多子世帯支援事業）実施要綱」第7条の規定により、次のとおり、補助金の交付を申請します。
また、交付が決定された場合には、補助金を請求します。

市が当該補助金の交付決定に必要な審査のため住民基本台帳を調査することに同意します。

1 申請者及び請求者（保護者）・振込先（請求者名義の口座に限る。）

申請者 (保護者)	フリガナ			
	氏名			
	生年月日			
	住所			
	連絡先			
振込先	金融機関		支店名	
	支店番号		預金種別	普通
	口座番号		口座名義	同上

2 利用者（第2子以降のお子様（※¹裏面参照））について

利用者	氏名	生年月日	年齢

3 補助申請額（請求金額）

利用年月	利 用 料
4 月分	
5 月分	
6 月分	
7 月分	
8 月分	
9 月分	
1 0 月分	
1 1 月分	
1 2 月分	
1 月分	
2 月分	
3 月分	
合 計 (補助申請額・請求金額)	

【添付書類】
活動報告書

様式第 2 号

令和 年 月 日

様

宇都宮市長 佐藤 栄一
(子ども部子ども政策課扱)

宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助金（多子世帯支援事業）
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました「宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助金（多子世帯支援事業）」交付申請について、「宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業（多子世帯支援事業）実施要綱」第 8 条の規定により、下記のとおり決定します。

記

- | | | | |
|---|-------|------|---|
| 1 | 番号 | 宮子政策 | 号 |
| 2 | 交付決定額 | | 円 |

令和 年 月 日

様

宇都宮市長 佐藤 栄一
(子ども部子ども政策課扱)

宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助金（多子世帯支援事業）
交付申請却下通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました「宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助金（多子世帯支援事業）」交付申請は、下記のとおり却下となりましたので「宇都宮市ファミリーサポートセンター事業利用料補助事業（多子世帯支援事業）実施要綱」第9条に基づき通知します。

記

理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、宇都宮市長に対して異議申立てをすることができます。さらに、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表するものは宇都宮市長となります。）提起することができます。